

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 島取県告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、八頭郡国英村、河原町、八上村、西郷村及び散岐村を廃し、その区域をもつてあらたに河原町を置き、昭和三十年三月二十八日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による河原町の人口は一一、九〇一人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

岸本町の属すべき郡

町村の廢置分合（中山村）

本告示

## ◆告示

町村の廢置分合

（河原町）

（西伯町）

（用瀬町）

（青谷町）

（岸本町）

岸本町の属すべき郡

鳥取県告示第百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、西伯郡天津村、大國村、法勝寺村、上長田村及び東長田村を廃し、その区域をもつてあらたに西伯町を置き、昭和三十年三月三十日から施

行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による西伯町の人口は八、九九三人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、八頭郡大村、用瀬町、及び社村を廢し、その区域をもつてあらたに用瀬町<sup>むらせまち</sup>を置き、昭和三十年三月三十一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による用瀬町の人口は六、四五九人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、西伯郡大幡村、幡鄉村及び日野郡八郷村を廢し、大幡村、幡鄉村大字小野、小町、金廻、大殿、坂長、岩屋谷及び八郷村の区域をもつてあらたに岸本町<sup>きしもとまち</sup>を置くとともに、幡鄉村大字諸木の区域

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による青谷町の人口は二二、七三九人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、氣高郡日置村を廢し、その区域を青谷町に編入し、昭和三十年三月三十一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による青谷町の人口は二二、七三九人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

を手間村に編入し、昭和三十年三月三十一日から施行する。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

三十年四月一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定による中山村の人口

は、四、五一三人である。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

五十九条第三項の規定により、西伯郡大幡村、幡鄉村の一部及び日野郡八郷村の区域をもつてあらたに設置される岸本町の属すべき郡の区域は、西伯郡とする。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条

第一項の規定により、東伯郡下中山村及び上中山村を廢し、その区域をもつてあらたに中山村を置き、昭和